

五霞町肥料価格高騰対策支援交付金

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、国の肥料価格高騰対策事業に参加した農業者の皆様に肥料値上がり分の一部を支援します。

支援対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料

※令和4年度 秋肥、令和5年度 春肥

支給要件

- (1) 国の肥料価格高騰対策事業の採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。
- (2) 五霞町内に住所(所在地)を有するもの。

支援金額

- (1) 認定農業者
国事業の補助金の2割
(算定式 支援金額 = 国事業の補助金受給額 ÷ 7 × 2)
- (2) 上記以外の農業者
国事業の補助金の3割
(算定式 支援金額 = 国事業の補助金受給額 ÷ 7 × 3)

申請期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水)

※郵送または産業課窓口にて申請を受け付けます。

裏面もご確認ください。

提出書類

提出書類 購入店	様式第1号 五霞町肥料価格高騰 対策支援交付金 交付申請書兼請求書	茨城県様式第2号 肥料価格高騰対策事業 参加農業者証明書	通帳のコピー
五霞町内 肥料販売店	○	—	○
五霞町外 肥料販売店	○	○	○
上記両方	○	○	○

○申請書類

- ・町内肥料販売店でのみ購入された方は、郵送にて送付します。
- ・町外肥料販売店でのみ購入された方は、五霞町ホームページからダウンロードしてください。
- ・上記両方で購入された方は、郵送された書類のほか町外販売店分として、茨城県様式第2号を五霞町ホームページからダウンロードしてください。
※産業課窓口での配付もしております。
- ・様式第1号は、申請者の方が記入してください。
- ・茨城県様式第2号は、肥料を購入した肥料販売店(国事業取組実施者)に作成してもらってください。
- ・通帳のコピーは、表紙及び1ページ目の見開きをコピーしてください。

注意事項

- ・茨城県様式第2号は、国事業の取組実施者が作成する書類です。
申請者が作成しないよう、ご注意ください。
※虚偽申請等が発覚した場合には、支給額を返還していただきます。

お問い合わせ先

五霞町役場 産業課 地域振興グループ
電話：0280-84-2582 (平日 8:30～17:15)